

「イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書（案）」についての
意見・情報の募集について

令和 6 年 3 月 18 日
農林水産省消費・安全局

この度、「イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬の蜜蜂に対する影響評価については、従来、蜜蜂（成虫）が直接農薬に暴露した場合や、農薬を浴びた花粉・花蜜を直接摂取した場合の農薬の毒性の強さによる評価（ハザード評価）を行っていました。

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）の施行に伴い、蜜蜂の農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入するとともに、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内の蜜蜂（幼虫等）への影響等も考慮し、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととしました。

令和 6 年 3 月 1 日、農薬の有効成分であるイソシクロセラムについて、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会において、農薬蜜蜂影響評価書（案）が審議了承されました。

つきましては、本評価書案について、広く国民の皆様からの意見・情報を募集致します。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

- (2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年3月18日～令和6年4月16日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書（案）